

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,307,266	196,090	260,128	13,531,924	15,099,318	196,090
社	債	1,975,013	296,252	12,623	29,315,050	31,302,686	296,252
預貯金	銀行預金	62,059,900	9,308,985	424,574	8,761,140	71,245,614	9,308,985
	銀行以外の金融機関の預金	36,499,866	5,474,980	2,929,701	19,054,672	58,484,239	5,474,980
	勤務先預金	3,410,386	511,558	13,465	—	3,423,851	511,558
合同運用信託の収益の分配		307,673	46,151	28,684	5,028	341,385	46,151
公社債投資信託の収益の分配等		29,473	4,421	1	—	29,474	4,421
小 計		105,589,577	15,838,437	3,669,176	70,667,814	179,926,567	15,838,437
定期積金の給付補てん金等		2,051,740	307,761	—	258,320	2,310,060	307,761
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		461,057	61,661	19	—	461,076	61,661
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		108,102,374	16,207,859	3,669,195	70,926,134	182,697,703	16,207,859

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 92,736,696	千円 18,441,063	千円 8,421,985	千円 29,747,171	千円 2,066,732	千円 130,905,852	千円 20,507,795
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配等	—	—	11,631	90,859	6,372	102,490	6,372
計	92,736,696	18,441,063	8,433,616	29,838,030	2,073,104	131,008,342	20,514,167

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	12,536,741	877,601

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 2,321,634,959	千円 78,556,595	千円 9,485,250,381	千円 236,552,237	千円 11,806,885,340	千円 315,108,832
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,471,208	145,226	68,458,909	985,413	71,930,117	1,130,639
	計	2,325,106,167	78,701,821	9,553,709,290	237,537,650	11,878,815,457	316,239,471
退 職 所 得		206,704,142	3,026,222	228,399,400	4,784,150	435,103,542	7,810,372
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	8,884,989	1,224,940
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	50,345,271	6,773,058
	診療報酬	121,941,363	10,830,401
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	50,316,915	3,260,309
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,032,005	205,147
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	7,870,036	414,519
	契約金・賞金	1,690,457	46,216
	小 計	243,081,036	22,754,590
法第203条の2該当（公的年金等）		11,954,235	296,968
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		243,861,240	1,029,255
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		244,673	7,916
計		499,141,184	24,088,729
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	3,956	523
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	4,809,880	272,773
匿名組合契約に基づく利益の分配	112,855	22,571
給 与 ・ 賞 与 等	958,351	173,937
退 職 手 当 等	62,995	12,599
人 的 役 務 の 報 酬	7,891	1,548
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,293,296	143,826
著作権の使用料又はその譲渡による対価	91,150	10,722
貸 付 金 の 利 子	330,422	37,280
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	90,955	18,191
機 械 等 の 使 用 料	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	78,750	7,875
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	1,103,291	203,992
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—
賞 金	100	20
合 計	8,943,892	905,858

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。